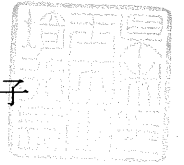


行 税 第1093号
令和7年 1月 8日

公益社団法人 行田法人会
会 長 細井 保雄 様
副 会 長 清水 龍男 様

行田市長 行田 邦子



令和7年度税制改正に関する提言について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和6年11月25日付けでご提言のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

令和7年度税制改正に関する提言（重点項目）の回答

I 税・財政改革のあり方

(1) 財政健全化

少子高齢化の進行や物価高騰、原油価格高騰、賃金の上昇、さらには「金利のある世界」の到来により、本市においてもこれまで以上に厳しい財政状況となることが想定されます。

これまでも財政健全化へ向け、地方債残高の削減や徹底的な経費の削減等に努めてまいりました。引き続き、本市を取り巻く状況を適切に把握しながら限られた財源を有効に活用し、財政健全化及び持続可能な財政運営に努めてまいります。

(2) 行政改革

本市では、令和4年度から同6年度までの3年間を計画期間とする「行財政集中改革プラン2022」に基づき、「新しい市役所の実現」に向けた行財政改革に短期集中で取り組んでおります。

同プランでは、行政改革にとどまらず、財政状況の改善も含めた「行財政改革」に資する様々な取組項目を掲げているところ、これまでの間、先端デジタル技術を活用した業務効率化や、民間活力を活用した各種施策の推進、自主財源確保に係る取組の強化などを通じて、一定の成果を上げてきたところです。

今後においても、各取組の進捗管理を適切に行うとともに、政策効果の可視化（見える化）に努め、不断の行財政改革に取り組んでまいります。

(3) マイナンバー制度

マイナンバー制度は、行政事務の効率化に加え、国民の利便性を向上させるものでもあります。そのことを実感してもらうため、利用分野の拡大と手続の簡素化を図っていくことが重要と思われます。

本市におきましては、本年度よりLINE上で行政手続が可能な「スマホ行政窓口」を導入し、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うとともに氏名等の情報を自動反映する簡便な手続を順次、拡充しているところです。

今後も機会を捉えて制度の意義や利便性を周知していくとともに、マイナンバーカードの利用手続の拡充について検討を進めてまいりたいと存じます。

II 経済活性化と中小企業対策

本市においては、中小企業等経営強化法に基づく支援の一つとして、事業者から申請され、市が認定した先端設備等導入計画に基づき新規取得された償却資産について、3年間に限り固定資産税を軽減する特例を設けています。

今後も国や県の動向を踏まえつつ、経済活性化及び中小企業支援につながる税制措置を講じてまいります。

III 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であり、行政サービスを支える上で不可欠なものとなっていることから、安定的確保が望まれます。

一方で、固定資産税は、総務大臣が定めた固定資産評価基準により評価しなければならないと定められており、土地の標準地価格からの所要の補正や家屋の評価方法など制度が複雑であることから、税負担の公平性や制度への信頼性を高める観点から、より納税者が分かりやすい制度への見直しが求められます。

固定資産税制度の見直しにつきましては、県内の市町村で構成する埼玉県市町村税務協議会を通じて、国に対し要望を行っているところでございます。

- ①商業地等の宅地の評価につきましては、その属する状況類似地区の標準宅地の鑑定評価額から適正な時価を求めており、鑑定評価には収益性も検討内容としております。
- ②居住用家屋の評価につきましては、木造、非木造それぞれに経過年数に応じた減点補正を評価替え年度に実施しております。
- ③償却資産につきましては、地方税法に基づき申告いただいております。現行の制度に基づく課税についてご理解いただきたいと存じます。
- ④固定資産税の免税点につきましては、地方税法の規定によるものでございますのでご理解いただきたいと存じます。
- ⑤土地の評価につきましては、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて行っているため、標準地等の地点数や用途地域別の地点数が異なっております。固定資産税においては、地価公示や地価調査の地点も標準地として使用しており、効率化を図っております。

(2) 超過課税

住民税の超過課税は、課税の公平性等を踏まえ、総合的に判断し、導入

の有無を検討すべきと考えております。

(3) 法定外目的税

法定外目的税は、課税の公平性・中立性を踏まえ、総合的に判断し、導入の有無を検討すべきと考えております。

(4) その他

①電子申告の促進については年々利用者が増加し、様々な税において機能も拡充しております。令和6年度より個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）が電子化され、令和7年度には個人住民税の申告についても電子化が予定されています。今後も制度の一層の利便性向上とシステムの連携等に努めてまいります。

②住民税の均等割に上乗せして徴収された森林環境税は、都道府県を通して国の「交付税及び譲与税配付金特別会計」に歳入されます。その後、全額が森林環境譲与税として都道府県及び市町村に譲与されますが、譲与額の算定にはそれぞれの団体の私有林人工林面積及び林業就業者数が用いられます。本市につきましては、譲与を受けた森林環境譲与税のうち令和元年度、令和2年度の2ヵ年分を市内の小学校の背面ロッカー等の木質化に活用しております。また令和6年度譲与分につきましては、埼玉県産木材を活用し住宅改修を実施した市民に対する補助制度を実施しており、その財源として活用しております。なお、森林環境整備促進基金に積立てております森林環境譲与税につきましては今後、木材利用の促進や普及啓等有効な活用を検討してまいります。

IV 地方のあり方

地方創生の取組が本格的に始まってから10年の節目を迎えましたが、本市も依然として人口減少が続き、とりわけ若い世代の減少が顕著となっていることから、さらなる地方の活力低下が懸念されます。そのため、若い世代を本市に呼び込むことで社会減を克服するとともに、市民1人ひとりが希望をもって本市に住み続けることができるよう、本年10月に策定した市の総合指針である「行田市基本構想」等に基づき、地方の活性化に取り組んでいるところです。そのような中で、本市では起業・創業など地域産業の持続的な発展に向けたスタートアップ支援や、県内有数の穀倉地帯である地域の特性を生かすべく新たな技術を活用したスマート農業に対する支

援など、基本構想に掲げる重点施策の1つである「雇用の創出」に向けた取組に対して重点的に資源を配分し、効率的な行財政運営に努めております。

今後も、社会情勢の変化などを的確に捉えながら、基礎自治体として行田の未来を見据えた施策を積極的に推進し、「新しい行田」へと歩みを進めてまいります。

V 租税教育の充実

学校教育においては、小・中学校の社会科の学習内容として、税について扱うことが定められております。税の種類や納税の義務等についての学習を通して、主権者として租税に関心がもてるよう指導しております。

また、市内小・中学校では、行田税務署及び市の職員を講師とした「租税教室」の開催や、「税に関する絵はがきコンクール」や「税についての作文」への応募を行っております。

今後も次代を担う児童生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、将来、納税者として社会や国等の在り方を主体的に考えることができるよう、租税教育の充実を図ってまいります。